

発行日：平成26年11月19日

担当：会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <http://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

新潟のビジネスチャンスが大集結!! ～にいがたBIZ EXPO 2014～

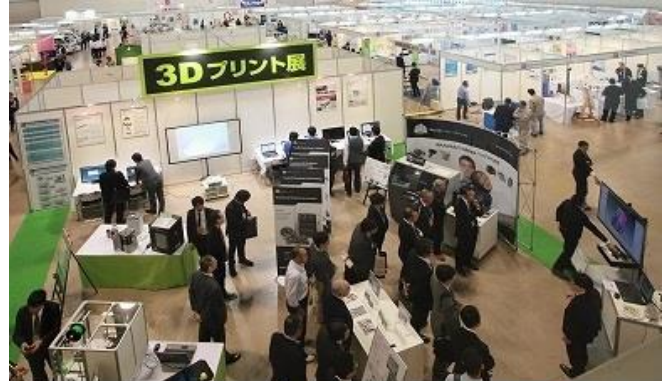
「にいがたBIZ EXPO 2014技の陣 モノの陣」が10月23日～24日の2日間、新潟市産業振興センターにおいて開催されました。

これまで「新潟国際ビジネスメッセ」として開催してきた展示型見本市が今年から名称・内容を変更し、商談型産業見本市として生まれ変わりました。2日間で8千711名が来場、116社・団体が出展しました。

当所工業部会員の企業6社が当所助成金を利用して出展し、販路開拓に向け、自社製品のPRや新規顧客獲得のための情報収集に努めました。

更に、工業部会（渋井部会長）は、部会活動の一環として、10月23日の開催に合わせ、弁護士の菊地幸夫氏を講師に迎え「出会いの人生から学んだこと～仕事通じて感じたコミュニケーションの大切さ」と題して講演会を開催しました。

菊地氏は、コミュニケーションには「共感」「傾聴」が大切である。目を見て、頷いて、内容を把握するためしっかりとメモを取ることが大切である。また、名刺交換する際は、名刺に頼りすぎることによって顔を見て挨拶できていない人が多いため、道具を介していない時こそ初めてコミュニケーション力が問われると思って、相手の顔・目を見て、表情に気をつけ、大きな声で話すことが重要であると述べました。



「被災地支援を継続中！」

～遊休機械無償マッチング支援プロジェクト～ 第1号が成立

全国の商工会議所では、東日本大震災による津波などで生産機械等を流出・損壊した被災地の事業者の復興を支援するため、全国各地の事業者から遊休機械等を無償でご提供いただき、被災事業者の要望とのマッチングを行う「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を実施しています。

「東北の復興のために機械を活用してほしい。」と市内東区の尙イソシマ（伊藤紀雄社長）より、グラインダー等をご提供いただき、去る10月17日、当所からのマッチング第1号となる機械が気仙沼及び宮古商工会議所会員企業に提供されました。

まだまだ要望がありますので、会員の皆様で、無償提供いただける機械等をお持ちの方がいらっしゃいましたら、当所までご連絡いただきますようお願い致します。

（担当：経営相談課）

マッチングが成立した機械



ディスクグラインダー



卓上グラインダー

まちなかイベントレポート

～古町で行われたイベントを写真でご紹介いたします～



「第10回 古町音楽祭」開催！



古町大学×ケント大学合同講座



第5弾 古町花街ふらり酒

新潟うまいものスタンプラリープレゼント抽選会が行われました！

応募総数約500名の中から100名が当選、ホテルペア宿泊券や、料亭のペアランチ券などの豪華賞品を発送しました。

当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。



★ マタハラに注意! ★



「妊娠による降格は違法」

平成26年10月23日、最高裁はこのような判断を下しました。

マタハラ訴訟といわれるこの裁判では何が問題となったのでしょうか、これからどんなことに気をつけなければならぬのでしょうか。

■ 重要ポイント

「妊娠して軽易な業務への転換を希望した管理職を、降格させて管理職から外したことは、均等法の禁止する不利益処分で違法である」

最高裁判所が初めての判断をしました。

妊娠や出産をした女性に対する職場での嫌がらせは、マタハラ（マタニティーハラスメント）と呼ばれますが、企業側の一層の対策が求められることになりそうです。

■ 裁判の内容

広島市の病院で、理学療法士として働いていた管理職（副主任）の女性が妊娠し、負担の軽い部署への異動を希望したところ、異動後に管理職から外されたため、不当だと訴えていました。

1審と2審は、「本人の同意を得ており人事上の必要性もあった。裁量権を逸脱していない」と病院側の主張が認められていました。これに対し、女性は最高裁判所に上告して、「副主任から外されることは異動後に突然、電話で伝えられただけで納得いく説明はなかった。体調を考えると十分に反論できず、承諾していたわけではない」と主張していました。

■ 裁判の争点

裁判の争点は、女性労働者の妊娠中の軽易な業務への転換があったことを契機として降格させた事業主の措置は、男女雇用機会均等法に違反するものであるかどうかという点です。

■ 妊娠中の軽易業務への転換とは

「妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない」（労基法65条3項）

女性が請求した場合を条件として妊娠中に就業する女性を保護しようとする規定です。

労基法65条は産前6週間以内に出産する女性が休業を請求した場合の就業の禁止（第1項）、産後8週間を経過しない女性の就業禁止（ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合で、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは可能）（第2項）を定めています。

■ 均等法が禁じていること

男女雇用機会均等法は、婚姻、妊娠、出産等に関する不利益取扱いを禁止しています。

同法9条第3項で「事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」としています。

病院は軽い業務を希望した女性労働者を、異動させると同時に副主任の地位を外しました。病院の規定では管理職の範囲を「部長、科長、課長、師長、医長、主任、副主任の地位にある者」としており、副主任の手当は月額で9,500円でした。

■ 軽易業務への転換に際しての降格は違法か

「軽易業務への転換を契機として降格させることは原則として均等法の禁止する不利益取扱いとなる。ただし労働者本人が自由な意思に基づいて降格を承諾したと客観的に認められる場合や、降格の理由が均等法の趣旨及び目的に反しない特段の事情が存在するときは、法の禁止する取扱いにはならない。」

「副主任の職位は勤続10年を経て就任した管理職である。副主任から非管理職の職員に変更されるという処遇を受けた上に、管理職手当の支給もうけられなくなった。今後も副主任への復帰が予定されない措置となった。」

「降格されることについて適切な説明を受けて十分に理解した上でその諾否を決定したもとはいえず、自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足る合理的な理由が客観的に存在しない。」（裁判記録より）

5人の裁判官全員一致の意見で、この降格は違法で無効とされました。

■ 人事管理についての裁判所の補足意見

裁判官は次のような補足意見も述べています。

「育児休業から復帰後の配置等が降格に該当し不利益な取扱いというべきか否かの判断に当たっては、妊娠中の軽易業務への転換後の職位等との比較で行うものではなく、軽易業務への転換前の職位等との比較で行うべきことは育児・介護休業法10条の趣旨及び目的から明らかである」

復職後の職場では、後輩が副主任になっていて、原告女性が副主任に戻ることがなかったが、原告女性の復帰を前提に他の職員の雇用管理をすべきだったとも指摘しています。

■ 原告女性の状況

女性は理学療法士で、勤続10年で副主任になり、第一子を出産して復職しました。数年後第二子を妊娠し、軽易な業務への転換を希望して異動となったときに副主任を外されその後第二子を出産し、育児休業の後復職しています。

女性は二子を出産後も継続して管理職として働きたいという強い意思があったと思われますが、病院は第二子を妊娠して軽易な仕事を希望した彼女を管理職は無理だろうと十分な説明もないまま降格させたようです。

一昔前であれば、子供を二人育てながらの管理職業務は大変だからと当然のように考えられた処遇であったかもしれませんが、今回の判決は不利益な処分であるとして断じました。

■ 復職後についての十分な話し合いを

産前の休業から育児休業をとると、休む期間は13カ月になります。

☆☆ 詳しい内容については労務管理の専門家にお聞き下さい！

新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp> ☆☆

出産後も今までどおり責任ある仕事をこなしたくても、自分の体調のことや無事出産できるかどうかの不安、育児への不安、また家族の協力が得にくい、保育所も不十分であるなど、「復帰後はまた今までのように働きます」といいにくい状況は多くの出産しようとする女性に共通しています。

判決は、休業前に復職後の処遇についての十分な説明を事業主に求めています。説明をした、同意したという文書を交わすことも後日トラブルを防ぐために必要になるでしょう。

■ ささまざまな合意の条件を考えよう

彼女の休業の間に誰かを副主任にしなければならなかったとしても、役職の期間を定めておく方法もあったでしょう。また、人事の必要上、副主任を外さなければならぬときには、相応の手当を払い、経済的な不利益は与えないようにするなど、復職後の処遇について様々な選択肢があったようにも思われます。



渡辺 和博／わたなべ・かずひろ

日経BPヒット総合研究所上席研究員。日経BP社が発行する日経トレンドは、マーケットの動きやライフスタイルの在り方などを視野に入れながら、「商品」と「サービス」の新しい潮流を取り上げ紹介する情報誌。世の中のトレンドや流行、新製品・サービスの動向など、生活に関するあらゆる情報を幅広く分析し、紹介している。

「その情報発信で大丈夫ですか？」日経BPヒット総合研究所 上席研究員 渡辺 和博

今回は地域発の情報発信の在り方について考えてみます。

10月26日、東京・銀座の四丁目交差点からほど近い都心の一等地に、長野県の情報発信の拠点として「銀座NAGANO」という商業施設がオープンしました。1階には、果物や野菜などに加え、地ビールやワイン、日本酒やジャム、そばなどが充実した県産品のアンテナショップがあります。また、地酒や地ワインと、地域の食材を使ったおつまみが一品500円から楽しめるおしゃれなバーもあります。場所柄、仕事帰りにちょっと立ち寄り人も多いでしょう。長野県の良さを気軽に繰り返し体験する場所として、とてもよくできています。開業2日目に足を運んでみたところ、さすがに人通りの多いところで、アンテナショップはたいへんな人気を集めていました。2階にはイベントスペースがあり、観光案内や体験イベントが実施され、さらに4階のコワーキングスペースはビジネスマッチングや移住の相談などの拠点として使われるようです。このあたりは、行政の意向が色濃く出た場所づくりとなっています。

ちょっと気になったのは、この銀座NAGANOを紹介しているWebサイトの作り方です。サイトを開くと画面いっぱい観光名所や名産品の写真がちりばめられていて、すぐにスマートフォン用アプリの紹介やFacebookの案内が現れます。一見「イマ風」ですが、あまり情報は伝わってきません。まずはその場所に行きたくなるように、ほかでは手に入らな

い品物や体験の素晴らしさを整理して伝えることが必要だと思えます。また、「長野 観光 おすすめ」や「長野 グルメ」のキーワードで検索してもこのサイトが出てこないのも、もったいない話です。

地域発の情報発信で、ありがちなのが、「あれもこれもいいことがたくさんあります」としゃべりすぎていて、肝心な情報がよく伝わってこないケースです。情報発信の基本をもう一度整理すると、(1)「私にとって何か良いこと」があるかどうか、(2)「それが他に比べてどうなのか？」が、分かりやすく表現されているかどうかです。

情報発信のやり方には、単にWebサイトやSNSページをつくるだけでなく、いろいろな形があります。以前にもご紹介した和歌山県のみなべ町で、地元の産品である梅干しをアピールするために、梅干しのおにぎりを推奨する条例を町議会で制定しました。物珍しさもあってテレビをはじめさまざまなメディアで取り上げられたことで、一定の宣伝効果はあったと思います。これも情報発信の一つのかたちでしょう。

ただ、真面目に情報発信の視点で考えると、勝負はこれからです。本気で情報を伝えたい相手は、もちろん「おにぎり」をにぎるお母さんです。一過性の話題だけでは進んで梅干しを採用し続けてくれるとは思えません。ずっと愛されていくためには、健康な子どもの成長を願う母親の愛情を理解して、そこにどのような貢献ができるのかを今後、ストーリーとして伝えていく必要があるでしょう。



『かぜの旅』最終回
温泉天国 大分県

九重の温泉にて、飲泉、泡、地獄を体験しよう

(その1) 連ドラマッサンの主題歌「麦の唄」は、最高ですね。



明治初期に、東北などを徒歩紀行し、「日本奥地紀行」を書いた「イザベラ・バード」というイギリス人女性ご存知でしょうか？
宿泊先では、障子がのぞき穴だらけになったほどもめずらしがられたそうです。

さて、連ドラ「花子とアン」が、「マッサン」に変わりましたね。主人公エリーも、好奇心の目で見られながら、日本人になる努力に敬服します。主題歌「麦の唄」冒頭映像の麦が揺れることを「風の足跡」といいます。「麦の唄」の歌詞では、主人公のここ（日本）で生きて行く苦勞と決意が簡潔に表現されており、名曲として残って行って欲しいものです。

今月は、再登場のKさん。来年の退職後の夫婦旅行のはずが、すでに夫婦旅行が始まりました？

ロダン・タイムズ「かぜの旅」毎号、感謝の気持ちで拝読しています。定年を来年に控え、妻と共通のテレビを見るようにしました。（ビデオですが）
連ドラマッサンの主題歌とBSこころ旅を関連させながら楽しんでおります。

「麦の唄」♪麦につばさはなくても、歌につばさがある～のなら・・・ですが、BSこころ旅を見ると、「麦の唄」替え歌ができました。

♪正平さんにつばさはなくとも、手紙につばさがあるのなら、伝えておくれ未来へ
とうちゃこへ僕らも行くと、人は泣き、人は笑い、過去を乗り越える

BSこころ旅の冒頭読まれる手紙に感動し、退職がまちきれずに夫婦旅行へ。

● 石川県（瀬越の浜）

・・・お手紙は、祖母の愛情ある励ましです。

樺太からの引き揚げ家族。味噌汁の代用に「海水」を隠れて汲み行かされ、卑屈の孫たちに、「大海の水ぞ」だから飲んで大きな人間になれと諭す祖母の人生訓に大感激。

放映された廃校兼食堂にも寄ってきました。

● 愛知県（定光寺駅）

・・・叔母が年老いく様子をホームへの階段で表現。

この駅ホームまでに道路から急な階段があり、叔母が見送ってくれる位置がホームから踊り場へ、最後は道路から見送られた。亡き叔母への思い。

目的地へとうちゃこした後「つばさ君なら、この後何処に行くだろうね」と夫婦で思いました。
計画的な旅行が嫌いな二人ですが、情報に飢えています。

大分県は、是非行きたい所。紙面の許す限り情報提供をお願いします。

(その2) 大分県お勧めの九重エリアの旅

大分県での入浴は、（別府・大分周辺）と（九重周辺）の2エリアに行くことが多いです。

まずは山側の九重エリアを紹介します。

初めは、オール5温泉紹介ラストの「長湯温泉大丸旅館」です。

キャッチコピー「飲んで効き、長湯して利く」温泉。風情のある建物です。長湯温泉の近くには、「ラムネ温泉館（日帰り営業）」があります。

長湯温泉とラムネ温泉館は、経営者が兄弟です。

ラムネ温泉は、字のとおり強烈的な炭酸泉です。

浸かると泡が肌にびっしり着きます。ラムネ温泉は、「九州八十八湯めぐり」の前年度人気NO.1温泉です。人気な温泉のため入場制限となる前を狙ってください。（開店前に整理札をゲットするのがベストです。）

(その3) 3湯目へ移動中に、【温泉以外の楽しみ方】があります。

九重や湯布院近辺では、炭酸水が湧き出る所？があります。（ネットでは、炭酸水 九重 持ち帰り と検索ください。）炭酸が抜けないよう、2ℓペットボトルを多く持参ください。

なお、持ち帰りは、有料ですが500円程度です。

(その4) 夏限定（6月～9月）の、地獄体験。

別府温泉の地獄めぐりは有名ですが、九重エリア夏限定の地獄といえ？

夏に寒さの地獄が体験できる「寒の地獄旅館」を紹介します。ここは、プールや井戸水より低い、15度です。

入浴には、バンジージャンプに挑戦する気持ちで望んでください。他人が冷たさに顔を歪めて入浴シーンを見て、笑いをこらえる温泉です。

(その5) 別府エリアは、箇条書きにて紹介します。

竹瓦温泉 砂蒸し体験を朝7時前に直接予約。八十八湯めぐりの最後湯です。

● 別府海浜砂場 別府最大の砂蒸し温泉 朝一入浴後、フェリで四国も可。

● 別府温泉保養ランド 泥湯の日本一 コロイド湯に美肌効果も。

● 別府の居酒屋は、「ろばた仁」（ホルは、グッドイが近い）。

● 大分市の居酒屋なら、「こつこつ庵」太田和彦さん推しの店??（ホルは、東横イン大分）

オール5温泉シリーズは、これにておしまい。
楽しい退職旅行を。

第3回 新潟古町活性化シンポジウムを開催！

政令指定都市である新潟市の中心市街地「古町」の今を見つめるとともに、古町地区の商店街組織による、「古町活性化」の取り組みを、連携する組織と共にシンポジウムとして、関係者や市民の皆様にご報告いたします。

日時：平成26年12月4日（木）13:00～16:00

場所：だいしホール（新潟市中央区東堀7番町1071番地1） 入場料：無料

第一部：中心市街地におけるタウンマネジメント推進セミナー

第二部：商店街組織による「古町活性化への取り組み」報告会

第三部：「古町活性化への課題及び今後の展開について」座談会

お申し込みはWebサイトをご覧ください。

新潟ふるまち

検索

日本商工会議所 三村会頭コメント



日中首脳会談について

平成26年11月10日

日中両国の首脳会談が約3年ぶりに開催されたことを大変喜ばしく思う。未来志向の両国関係の発展に向けて極めて重要な一歩である。

一衣帯水の隣国であり世界で第2位と第3位の経済大国の日中両国の良好な関係は、両国の成長はもとより、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって必要不可欠である。

今回の会談を機に、相互の信頼醸成により、両国関係が一層発展することを期待する。

商工会議所としても、中国の経済団体などとの交流を通じ、相互理解の促進と経済関係の発展に努めていく。

平成26年10月 早期景気観測（日本商工会議所）調査結果のポイント

業況DIは、引き続き回復に遅れ。先行きも不透明感から足踏みが続く見込み

日本商工会議所が31日に発表した10月の商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果によると、10月の全産業合計の業況DIは、▲24.5と、前月から▲0.3ポイントのほぼ横ばい。中小企業においては、仕入価格やエネルギーコストの上昇に伴う収益圧迫が続く中、消費税率引き上げ以降、受注・売上の回復が遅れており、景況感に弱さがみられる。とりわけ、小売業からは、台風の影響に加え、家計負担の増大に伴う消費者の買い控えや低価格志向の強まりを指摘する声が聞かれるなど、個人消費は力強さを欠く。

先行きについては、先行き見通しDIが▲23.5（今月比+1.0ポイント）と、ほぼ横ばいを見込む。冬の賞与増などを背景に、年末に向けて景気は緩やかに持ち直すとの見方があるものの、足元の受注・売上の伸びの弱さを懸念する声も聞かれる。また、当初見込んでいた生産や消費の回復時期が後ずれする中、コスト増に伴う収益圧迫や、家計負担の増大による消費者の生活防衛意識の高まりなど、先行きに対して確信が持てない中小企業において、慎重な見方が広がりつつある。

詳細は、日商ホームページ（<http://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html>）を参照。



「パワーアップ5000」運動

ご紹介下さい！おひとり社

<http://www.niigata-cci.net/nyukai/>



お取引先、関連会社などでご入会頂いていない事業所がございましたら、是非、ご紹介くださるようお願い申し上げます。

※特定商工業者の皆様には法律に基づいて、台帳整備のための費用2,000円（年間）をいただいておりますが、これは正会員としての年会費ではありません。会議所会員となると、正会員としての会費はいただきますが、上記2,000円は不要となり、会員としての各種サービスを受けることができます。是非ともご入会いただきますようお願い申し上げます。

新入会員をご紹介をいただいた会員の皆様には、ご紹介いただいた事業所が加入した場合、年度を通算して

- ① 紹介件数1件から4件までは、1件につき1,000円、紹介件数4件を超える分は、1件につき2,000円の新潟市共通商品券を進呈いたします！
- ② 紹介件数上位5社（複数会員紹介事業所に限る）に会頭感謝状を贈呈します。